

令和3年5月12日(水)

外

目	次
目	1

(番号) (題 名) (担当)

(頁)

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき 2 29 議員の数に関する条例の一部を改正する条例

- 公布された条例のあらまし
 ② 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第29号)
 1 選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書等を踏まえ、地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における一票の格差の是正等を図るため、所要の整備を行うこととしました。
 2 この条例は、次の一般選挙から施行することとしました。

条 例 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき 議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令柜三年五月十二日

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県条例第二十九号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数 に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関す る条例(平成十八年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正 やる。

改 正 後	改 正 前
(所数)	(所数)
客 1 名 地子引台去(B1211111) 英基客气	60.1 名 也 10.11 41 11 41 11 41 11 11 11 11 11 11 11 1

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六 重県議会の議員の定数は、四十八人とす ω $^{\circ}$

(選挙区及び各選挙区の議員の数)

第二条 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百第二条 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百 号) 第十五条の規定により、三重県議会の すべき議員の数は、次の表のとおりとす κ_{\circ}

選挙すべき \times 区域 議員の数 名 称 (盤) (と) (盤) 伊勢市・鳥羽伊 勢 市 鳥四人 羽市 市選挙区 (盤) (と) (盤) 東紀州選挙区 尾 鷲 市 熊三人 野市 北牟 南全 婁 郡 事郡 亀山市選挙区 亀山市 $1 \prec$ (盤) (盤) (盤) 伊賀市選挙区 伊賀市

十七号)第九十条第一項の規定により、三 十七号)第九十条第一項の規定により、三 **重県議会の議員の定数は、<u>五十一人</u>とす** $^{\circ}$

(選挙区及び各選挙区の議員の数)

号) 第十五条の規定により、三重県議会の 議員の選挙区及び各選挙区において選挙┃議員の選挙区及び各選挙区において選挙 すべき議員の数は、汝の表のとおりとす

<i>V</i> 0 °		T
戦	<u> </u>	選挙すべき
名 称	区域	議員の数
(盤)	(智)	(盤)
伊勢市選挙区	伊勢市	四人
(盤)	(盤)	(盤)
尾鷲市・北牟	尾鷲市 北	117
東郡選挙区	全婁郡	
亀山市選挙区	甸 日 七	1 <
鳥羽市選挙区	鳥羽市	1 <
熊野市・南牟	熊 野 市 南	117
東郡選挙区	牟婁郡	
(盤)	(盤)	(盤)
伊賀市選挙区	伊賀市	111-

ĺ	(盤)	(と)	(と)	(20)	((と)	
	(🖽 /	(HL /	(E /	(<u>m</u> /	<u> </u>	(E /	

宝 宝

この条例は、次の一般選挙から施行する。

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/